

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年10月30日（金） 8：49～9：05

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）

上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）

茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）

萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）

田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）

野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）

加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）

平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）

小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋 本 聖 子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：坂 井 学 内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件

○国会提出案件 1件

○法律案 3件

○人事 2件

○報告 1件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「国家戦略特別区域基本方針」の一部変更について、御決定をお願いいたします。本件は、特区制度の新たな目標として、幅広い分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進等を加えるとともに、スーパーシティ区域の指定基準を定める等の変更を行うものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「セルビア国」、「ドイツ国」及び「ポーランド国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「過労死等防止対策白書」について、御決定をお願いいたします。本件は、過労死等防止対策推進法に基づき、国会に提出するものであります。本件につきましては、後程、厚生労働大臣から御発言があります。

次に、法律案3件について、御決定をお願いいたします。まず、「被災者生活再建支援法の一部改正法案」は、被災者の居住の安定確保による生活再建を支援するため、被災者生活再建支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大するものであります。

次に、「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正法案」は、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供の維持等を図るため、郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和等を行うものであります。

次に、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案」は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における取引記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、パラグアイ国駐箚大使石田直裕外1名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、樋口治郎外828名の叙位、叙勲等又は紺綬褒章授与等について、御決定をお願いいたします。

次に、「一般職の職員の給与についての人事院の報告」について、御報告があります。本件につきましては、去る28日に、国会及び内閣に報告がなされたものであり、後程、河野大臣から御発言があります。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。立皇嗣宣明の儀における「内閣総理大臣の寿詞」について、御決定をお願いいたします。お手元の「寿詞」を朗読いたします。

謹んで申し上げます。

天皇陛下には、本日ここに立皇嗣宣明の儀を挙行され、文仁親王殿下が皇嗣であ

ることを内外に宣明されました。

一同心からお祝い申し上げます。

皇嗣殿下は、妃殿下とともに、天皇皇后両陛下や上皇太后陛下をお支えになられ、被災地御訪問や国際親善をはじめ、皇室の御活動に真摯に取り組まれてこられました。

国民は、こうした御活動を通じて、両殿下が人々に親しく接せられるお姿に敬愛の念を抱いており、こうして立皇嗣の礼が挙行されますことは、こぞって喜びとするところであります。

ここに改めて皇室の一層の御繁栄をお祈り申し上げます。

「寿詞」があるまで、不公表扱いといたしたいので、御了承をお願いいたします。

なお、「寿詞」は、そのまま席上に置かれるよう、お願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、河野大臣。

○河野国務大臣：去る10月28日、人事院から、国家公務員の給与のうち月例給についての報告が提出されました。今回の人事院報告は、民間給与の実態を反映し、月例給を据え置く報告となりました。政府としては、10月9日の給与関係閣僚会議において国家公務員の給与の取扱いについて検討を開始しており、今回の報告も踏まえて、引き続き検討を進めてまいります。

○加藤国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○武田国務大臣：まず、政府主催の全国都道府県知事会議を、別紙のとおり、11月20日金曜日午後4時から総理大臣官邸で開催することとしたいので、御了解くださるようお願いいたします。なお、当日の会議では、内閣総理大臣と知事との懇談、各閣僚と知事との懇談を行うこととしております。

次に、本日、労働力調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。9月の就業者数は6,689万人と、1年前に比べ79万人減少し、6か月連続の減少となりました。また、就業者のうち、休業者数は197万人と、7か月ぶりに200万人を下回り、本年2月と同水準となっています。季節調整値で前月からの増減をみると、就業者は4万人の減少、完全失業者は1万人の増加となりました。完全失業率は3.0%と、前月と同率となりました。新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き大きく現れており、今後も十分に注視してまいります。

○加藤国務大臣：次に、厚生労働大臣から3件御発言がございます。

○田村国務大臣：まず、令和2年9月の有効求人倍率は、季節調整値で1.03倍と、前月を0.01ポイント下回りました。また、正社員有効求人倍率は0.78倍と、前月と同水準となりました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求人が底堅く推移する中、求人が求職を上回って推移しているものの、求職者が引き続き増加しており、厳しさがみられます。有効求人倍率が1倍を下回る地域が増加している等、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要があると考えています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全力を尽くすことに加えて、雇用と生活を守るため、事業主の方の雇用維持の努力を強力に支援するとともに、求職者の

方が置かれている状況に応じた、きめ細かな就労支援に取り組んでいきます。

次に、「過労死等防止対策白書」について申し上げます。この白書は、過労死等防止対策推進法に基づき、毎年、国会に報告するものです。5回目となる今回の白書では、過労死等の現状、過労死等防止対策の取組状況に加え、労災認定事案の分析、企業・労働者等に対するアンケート調査、疫学研究等の分析結果について報告しています。今後とも、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、取り組んで参りますので、関係閣僚の皆様の格段の御協力をお願い申し上げます。

次に、「児童虐待防止推進月間」について申し上げます。児童虐待の相談対応件数は年々増加しており、その防止は社会全体で取り組むべき重要課題です。児童虐待防止対策の強化については、これまで行われてきた関係閣僚会議等の決定に加え、令和元年6月には、親権者等による体罰の禁止等を定めた児童福祉法等の改正法が成立し、本年4月に施行されました。これらを踏まえ、政府が一丸となって子どもの命を守る社会づくりをさらに進めていく必要があります。厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を実施しています。大臣の皆様には、この月間に積極的な御協力をいただきますようお願いいたします。また「オレンジリボン・バッジ」は、本キャンペーンのシンボルですので、大臣の皆様には11月1日から7日までの間、着用をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、坂本大臣。

○坂本国務大臣：11月1日から30日までの1か月間、「子供・若者育成支援強調月間」を実施します。この月間は、子供・若者をめぐる諸課題に対応するため、全国で子供・若者育成支援のための大会や街頭啓発活動等を集中的に実施するもので、今年度は、「若者の社会的自立支援の促進」、「子供を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進」、「子供の貧困対策の推進」等を重点事項としております。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、子供・若者を孤立させず、地域全体で支えていく社会の実現に向けて、子供・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実と定着を図ってまいります。閣僚の皆様におかれましては、本月間の取組に御協力をいただきますようお願いいたします。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、小此木大臣。

○小此木国務大臣：11月5日は「津波防災の日」「世界津波の日」です。この日には「津波防災の日」スペシャルイベントをオンラインで開催します。全国各地で地域特性を踏まえて行われている、地区防災計画の策定などの津波防災の取組を紹介します。また、この前後の期間には、内閣府と地方公共団体の共催による「地震・津波防災訓練」を全国6か所で感染症対策を講じながら実施することとしております。津波防災意識の普及啓発のためピンバッジをお配りし、ポスターをお届けしますので、皆様には11月5日とその前後の期間に、御着用あるいは御掲示いただくなど、引き続き御協力をお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、総務大臣。

- 武田国務大臣：来月 1 日から，テレワークの普及促進に向けた取組を，関係府省，地方公共団体，産業界，学界などとの協力により集中的に行う「テレワーク月間」が始まります。新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ，人と人との接触を減らしながら業務を継続できるテレワークは，これまで以上に重要なものとなっております。総務省では，今般の「テレワーク月間」の取組を中心として，テレワークの普及促進を，更に強力に進めてまいります。各大臣におかれましても，所管の業界に周知を図るなど，テレワークの一層の普及促進に御協力をお願いいたします。
- 加藤国務大臣：ほかに御発言はございますか。
- 無いようですので，以上をもちまして，閣僚懇談会を終了いたします。

## 閣議案件

〔令和2年  
10月30日〕（金）

## ◎一般案件

- 資料あり  
資あり  
資なし
- 国家戦略特別区域基本方針の一部変更について（内閣府本府）  
（決定）
  - ☆セルビア国駐箚特命全権大使勝亦孝彦外2名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使丸山純一外2名の解任状につき認証を仰ぐことについて（外務省）  
（決定）

## ◎国会提出案件

- 資料あり  
資あり
- 「令和元年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」について（厚生労働省）  
（決定）

## ◎法律案

- 資料あり  
資あり
- 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（内閣府本府・財務省）  
（決定）
  - 〃 ○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（総務省）
  - 〃 ○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案（決定）（農林水産省）

## ◎人事

- 資料あり  
資あり
- 特命全権大使石田直裕外1名を願に依り免ずることについて（決定）
  - 〃 ☆横浜国立大学名誉教授樋口治郎外828名の叙位、叙勲等又は紺綬褒章授与等について（決定）

## ◎報告

- 資料あり  
資あり
- ☆一般職の職員の給与についての人事院の報告について（内閣官房）

## ◎配布

- ☆労働力調査報告（総務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕

件名外案件

〔令和2年  
10月30日〕（金）

◎一般案件

資料あり ○立皇嗣宣明の儀における内閣総理大臣の寿詞につ  
(回収) いて (決定) (内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]